

給付申請についての必要書類

申請書に加えて、次の公的機関の証明書を添付してください。

給付の種類 給付金額	給付事由	添付証明書	チェック欄
結婚祝金 10,000円	会員が結婚したとき	申請者の婚姻事実が確認できるものとしていずれか ・婚姻届受理証明書の写し ・戸籍抄本の写し ・戸籍謄本の写し ※全て市長村長の公印があるページまで ※婚姻等により氏の変更がある場合は、新姓で申請してください。	
出産祝金 10,000円	会員・会員の配偶者が出産したとき	出生事実と申請者との続柄が確認できるものとしていずれか ・母子手帳の写し ・出生届受理証明書の写し（市長村長の公印があるもの）	
死亡弔慰金 会員35,000円 配偶者15,000円 一親等血族 5,000円	・会員が死亡したとき ・会員の配偶者が死亡したとき ・会員の一親等血族が死亡したとき	会員と死亡された方との続柄がわかる戸籍謄本（全部個人事項証明） 死亡の事実と申請者との続柄が確認できるものとしていずれか ・除籍謄本の写し ・戸籍謄本の写し ・死亡診断書 ※全て市長村長の公印があるページまで ※対象は、会員、会員の配偶者、 会員の一親等血族（実父母、養父母、実子） ※会員が亡くなられた場合は、申請者はご遺族になります。	
傷病見舞金 15,000円	会員がケガ・病気により30日以上引き続き欠勤したとき	傷病及び欠勤が確認できるものとしていずれか ・健康保険傷病手当金給付申請書の写し ・労災の場合は、休業補償給付支給請求書(労災様式8号)の写し ・医師の診断書の写しと欠勤証明書 ※入院、欠勤中は支給できません。 ※申請は年度内1回限り ※欠勤日数は、会員である期間に限ります。 ※欠勤日は、祝日、公休日を含む全ての日数が対象になります。	
災害見舞金 一部焼壊 25,000円 全焼壊 50,000円	会員の住居家屋が火災により損壊したとき	消防署発行のり災証明書 ※火災による被害に限定されています。 隣家火災による消火などの水害は対象になりません。	
永年勤続慰労金 15年 10,000円 25年 20,000円 35年 30,000円		添付証明書不要 ※事業主は対象外	

提出期限日：毎月7日（支給日は提出期限日の月末）

※申請期間（事由発生日から6ヵ月以内）を経過した申請は受理できません。

支給方法：ご登録いただいております事業所の給付金口座に振り込みます。

注意事項：申請書類に不備があると、給付ができない場合や、給付日が遅れる場合があります。